

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第41号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
様式第18号（第25条及び第27条関係） 略			様式第18号（第25条及び第27条関係） 略		
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ <u>給与を得た職員</u> の総数及び当該職員に対する <u>給与の総額</u> に関する事項	(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ <u>役員等に対する報酬又は給与の状況</u> イ <u>役員等に対する報酬又は給与の支給</u> （ロを除く。） ロ <u>給与を得た職員の総数及び総額</u>
		⑥ 略	提出しない場合		⑤ 略
		⑦ 略	<u>最後に役員報酬規程を提出した事業年度</u> （ <u> </u> 年度）		⑥ 略
			<u>最後に職員給与規程を提出した事業年度</u> （ <u> </u> 年度）		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、 <u>資産の譲渡等に関する事項</u> 、寄附金に関する事項その他の内閣府令			(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類		

改正前					改正後				
で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）					（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、 <u>資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。</u> ）				
① 略		略			① 略		略		
② <u>資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</u>					② 略				
③ 略					③ 略				
④ 略					④ 略				
略					略				
1・2 略					1・2 略				
<u>3 提出書類のうち、(1)の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、(1)の書類に代えて、その旨を記載した書類を添付してください。</u>					<u>3 「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、変更がなく提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載し、チェック欄にチェックしてください。</u>				
4・5 略					4・5 略				

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。